

## 「数学教育学会誌」投稿規定

### 第1条 投稿論文の種類

投稿論文は以下の分類の何れかに該当し、独自の知見を含む未発表のものとする。

- (1) **Regular Paper:** 数学教育における専門的且つ正統的な研究論文であり独自な学術的貢献を含むもの。
- (2) **Survey:** 数学教育の広範な話題に関し、独自の見識により展開された鳥瞰的な論説。
- (3) **Essay:** 数学教育への学術的あるいは文化的寄与が評価できる独自な試論随想。
- (4) **Report:** 学術的あるいは職業的に独自な価値を有する数学教育の実践報告。
- (5) **Note:** 数学教育にかかわり学術的あるいは文化的な価値を有する短発表。

### 第2条 資格および審査

#### (1) 投稿資格

数学教育学会誌への投稿は、数学教育学会会員による論文、会員を筆頭者として含んだ共同執筆論文に限る。ただし、本規定第1条の Survey, Essay, Report, Note については本学会理事の推薦により非会員に対して投稿を認める。

#### (2) 論文の種類及び審査

投稿…執筆者は原稿とともに英文タイトルと英文アブストラクト、概要、キーワード、所属機関名の英文表記と氏名のローマ字表記を添えて投稿すること。投稿は数学教育学会ウェブサイト (<http://mes-j.or.jp/journal/>) から行う。投稿要領の詳細については別途編集委員会が定め、数学教育学会ウェブサイトに掲載する。

種類…投稿者は本規定第1条に記載されている種類のいずれかを希望することができる。掲載の場合には編集委員長が論文の内容を勘案し種類を最終的に決定する。

受付…到着した論文に対して編集委員長が受付通知を送付する。

審査…全ての論文について、編集委員会の責任の下で第1条に基づき、原則として査読を行い、その結果に基づき編集委員長が採否を決定し、投稿者に通知する。

### 第3条 別刷りについて

論文執筆者のうち、別刷り希望者は、投稿時にその旨を連絡すること。ただし、その費用は執筆者の実費負担とする。論文の掲載された学会誌は、執筆者には2部まで無料で配布する。

2016年2月15日 改定

2018年11月19日 改定